

原子力発電所の再稼働における安全性の確保を求める意見書

昨年、発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、国家の根底を揺るがしかねない未曾有の被害をもたらした。この事故は、我が国の存亡にも値する多大なる影響を与えており、今回の事故を教訓に、二度と原子力災害を繰り返してはならないのは国民の総意である。

しかし、いまだ福島第一原子力発電所の事故の原因及び実態が正確に究明されていないにもかかわらず、政府は原子力規制庁すら設置しない中、暫定的な安全基準に基づき政治判断による関西電力大飯発電所3号機及び4号機の再稼働を決定しようとしている。

今回の政府の稚拙で拙速な判断は、科学的根拠が示されず、十分に国民の理解が得られてはいない。言うまでもなく、原子力発電所の再稼働は国民の安全が十分に確保されるよう審議し、冷静かつ真摯に取り組む問題である。

今回の判断は、被害想定圏内に位置する本市には到底容認できる段階ではなく、政府は新たな外部機関による科学的根拠に基づく基準を早期に策定した上で慎重に判断することが重要である。

以上のことから、政府においては福島第一原子力発電所事故の実態を早急に解明し、科学的根拠に基づいた原子力発電所の安全基準を提示し、国民的理解が得られるよう関西電力大飯発電所3号機及び4号機を含むすべての原子力発電所の再稼働における安全性を確保することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

大垣市議会